

第 6 6 号議案

茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則（昭和 38 年茨城県教育委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

付則に次の 2 項を加える。

6 技能労務職員に対する扶養手当，地域手当，通勤手当及び勤勉手当の支給範囲及び支給額に関しては，当分の間，次に掲げるとおりとする。

(1) 給与条例第 10 条第 3 項中「6,500 円（）」とあるのは「6,000 円（職員に扶養親族でない配偶者があつてはそのうち 1 人については 6,500 円，）」とし，給与条例第 11 条第 4 項中「配偶者のないもの」とあるのは「扶養親族たる配偶者のないもの」と，「が配偶者のない職員となつた」とあるのは「について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合又は同項第 3 号に掲げる事実が生じた」とする。

(2) 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成 18 年茨城県人事委員会規則第 10 号）付則第 31 項中「付則別表」とあるのは，「茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則（昭和 38 年茨城県教育委員会規則第 10 号）付則別表第 1」とする。

(3) 給与規則第 43 条の 2 第 1 号及び第 2 号中「別表第 37」とあるのは「茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則（昭和 38 年茨城県教育委員会規則第 10 号）付則別表第 2」とし，給与規則付則第 6 項中「付則別表」とあるのは「茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則付則別表第 3」とする。

(4) 給与条例第 22 条の 4 第 2 項第 1 号中「6 月に支給する場合には 100 分の 72.5（特定幹部職員にあつては，100 分の 92.5），12 月に支給する場合には 100 分の 77.5（特定幹部職員にあつては，100 分の 97.5）」とあるのは，「100 分の 72.5」とする。

7 育児休業をした技能労務職員が職務に復帰した場合における号給の調整に関しては，当分の間，職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年茨城県条例第 5 号）第 6 条中「100 分の 100 以下」とあるのは，「2 分の 1」とする。

付則の次に付則別表として次の 3 表を加える。

付則別表第 1（付則第 6 項第 2 号関係）

支給割合	支給地域
100 分の 14	東京都のうち 特別区
100 分の 12	神奈川県のうち 横浜市 大阪府のうち 大阪市
100 分の 8	千葉県のうち 千葉市
100 分の 5	千葉県のうち 柏市 静岡県のうち 静岡市

100 分の 3	北海道のうち 札幌市 茨城県のうち つくば市
100 分の 2	茨城県（つくば市を除く。） 群馬県のうち 前橋市 石川県のうち 金沢市 山梨県のうち 甲府市

付則別表第 2（付則第 6 項第 3 号関係）

片道の使用距離		自動車 (第1号該当職員)	原動機付自転車等 (第2号該当職員)
キロメートル以上	キロメートル未満	円	円
2	4	2,200	2,000
4	6	3,600	2,000
6	8	5,100	2,600
8	10	6,500	3,300
10	12	8,000	4,000
12	14	9,400	4,700
14	16	10,900	5,500
16	18	12,300	6,200
18	20	13,700	6,900
20	22	15,200	7,600
22	24	16,600	8,300
24	26	18,100	9,100
26	28	19,500	9,800
28	30	21,000	10,500
30	32	22,400	11,200
32	34	23,900	12,000
34	36	25,300	12,700
36	38	26,800	13,400
38	40	28,200	14,100
40	42	29,700	14,900
42	44	31,100	15,600
44	46	32,600	16,300

46	48	34,000	17,000
48	50	35,400	17,700
50	52	36,900	18,500
52	54	38,300	19,200
54	56	39,800	19,900
56	58	41,200	20,600
58	60	42,700	21,400
60	62	44,100	22,100
62	64	45,600	22,800
64	66	47,000	23,500
66	68	48,500	24,300
68	70	49,900	25,000
70キロメートル以上		50,600	25,300

備考 1 給与規則第41条各号に定める職員のうち通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び交通用具（通常徒歩によることを例とする距離内において使用するものを除く。次項において同じ。）の使用距離が片道2キロメートル未満である職員に係る給与規則第43条の2の額は、この表にかかわらず、2,000円とする。

2 同一の交通用具を2区間以上使用する場合にあつては、通算した使用距離の区分に応じた額とする。

付則別表第3（付則第6項第3号関係）

片道の使用距離		自動車 (第1号該当職員)	原動機付自転車等 (第2号該当職員)
キロメートル以上	キロメートル未満	円	円
2	4	2,300	2,000
4	6	3,800	2,000
6	8	5,300	2,700
8	10	6,800	3,400
10	12	8,300	4,200
12	14	9,900	5,000
14	16	11,400	5,700
16	18	12,900	6,500
18	20	14,400	7,200
20	22	15,900	8,000
22	24	17,400	8,700
24	26	18,900	9,500

26	28	20,500	10,300
28	30	22,000	11,000
30	32	23,500	11,800
32	34	25,000	12,500
34	36	26,500	13,300
36	38	28,000	14,000
38	40	29,600	14,800
40	42	31,100	15,600
42	44	32,600	16,300
44	46	34,100	17,100
46	48	35,600	17,800
48	50	37,100	18,600
50	52	38,600	19,300
52	54	40,200	20,100
54	56	41,700	20,900
56	58	43,200	21,600
58	60	44,700	22,400
60	62	46,200	23,100
62	64	47,700	23,900
64	66	49,300	24,700
66	68	50,800	25,400
68	70	52,300	26,200
70キロメートル以上		53,000	26,500

- 備考 1 給与規則第41条各号に定める職員のうち通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び交通用具（通常徒歩によることを例とする距離内において使用するものを除く。次項において同じ。）の使用距離が片道2キロメートル未満である職員に係る給与規則第43条の2の額は、この表にかかわらず、2,000円とする。
- 2 同一の交通用具を2区間以上使用する場合にあつては、通算した使用距離の区分に応じた額とする。

付 則

- この規則は、平成19年12月27日から施行する。ただし、付則に2項を加える改正規定（付則第7項に係る部分に限る。）は公布の日から、付則に2項を加える改正規定（付則第6項第3号に係る部分に限る。）及び付則の次に付則別表として3表を加える改正規定（付則別表第1に係る部分を除く。）は平成20年1月1日から施行する。
- この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

- 3 この規則による改正後の茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則付則第7項の規定は、育児休業をした技能労務職員が平成19年8月1日以後に職務に復帰した場合における号給の調整について適用し、育児休業をした技能労務職員が同日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。

平成19年12月25日提出

茨城県教育委員会委員長 和田 洋子

(提案理由)

職員の給与に関する条例(昭和27年茨城県条例第9号)の一部改正に伴い、茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則(昭和38年茨城県教育委員会規則第10号)を改正しようとするものである。